

佐世保市立袖木小学校 いじめ防止基本方針

【教育目標及び目指す子ども像】

教育目標「ふるさとを愛し、夢をもって励む、心豊かでたくましい児童の育成」
・豊かな心をもつ子ども（徳）・のびのびと学び合う子ども（知）・鍛え合うたくましい子ども（体）

【PTAとの連携】

懇談等、様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、担任等
（必要に応じて）
スクールカウンセラー、心の教室相談員等

【教育委員会】

○学校教育課○青少年教育センター
【関係機関】
○子ども子育て応援センター
○子ども・女性・障害者支援センター
○警察
○民生児童委員・主任児童委員

<いじめの定義といじめに対する本校の基本認識>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どこの学校・どこの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童理解等、校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートや i-check（心の状況調査）の活用等、きめ細かな把握に努める。アンケート後、担任が面談した内容については支援システムに記録し、教育相談で共有する。アンケートは面談期間終了後、担当がすべて回収し、校長室書庫にて1年間保管。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止
- (7) 教育委員会への報告

ア いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対するの安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施 ・児童による人権集会の企画、運営 ・必要に応じた「いじめ対策委員会」の開催と対応 ※教育相談は毎月第1・3金曜日に行う。
5月	i-check（心の状況調査）の実施	
6月	いのちを見つめる強調月間，教育週間（学校公開），学校支援会議（学校基本方針の説明），アンケート→教育相談・個別面談	
7月	保護者との個別面談	
8月	小中合同研修会（生徒指導）	
9月	アンケート→教育相談・個別面談	
10月		
11月		
12月	人権集会，アンケート→教育相談・個別面談，学校支援会議②	
1月		
2月		
3月		

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添＜参考資料＞の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化（六者懇談会、学校支援会議）

②いじめの情報

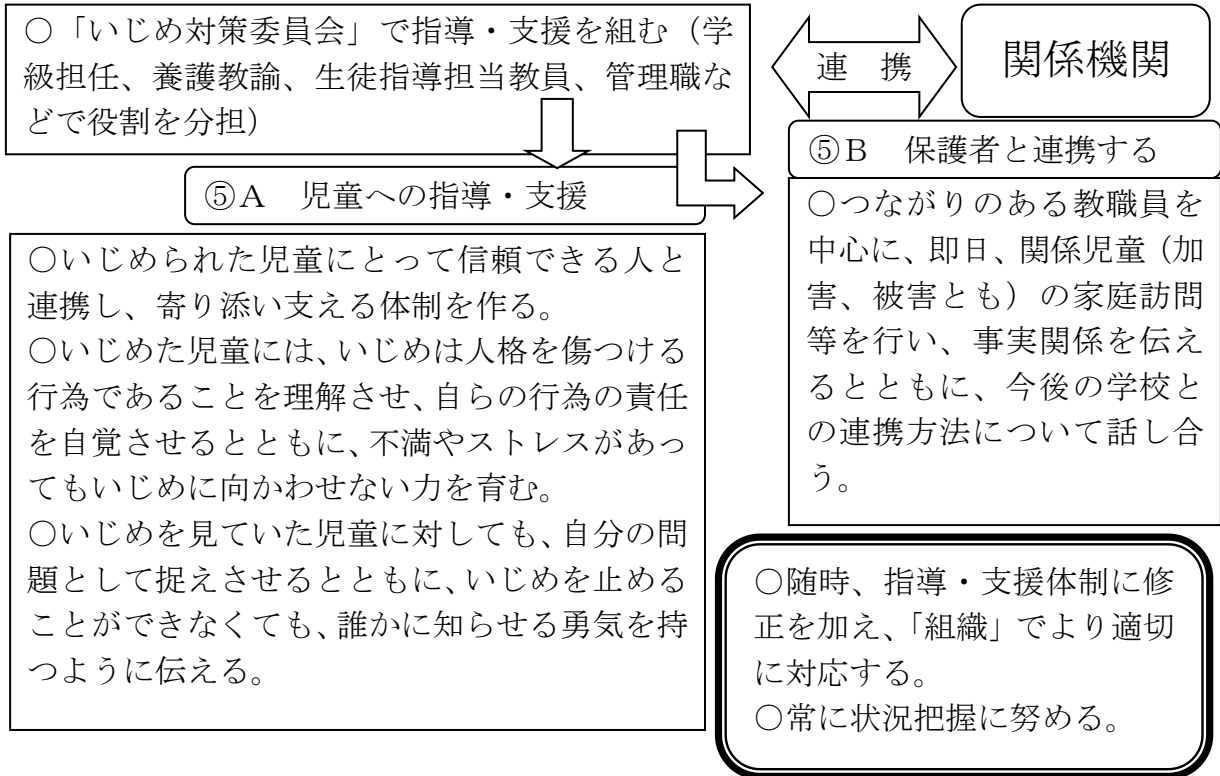


③情報を集める

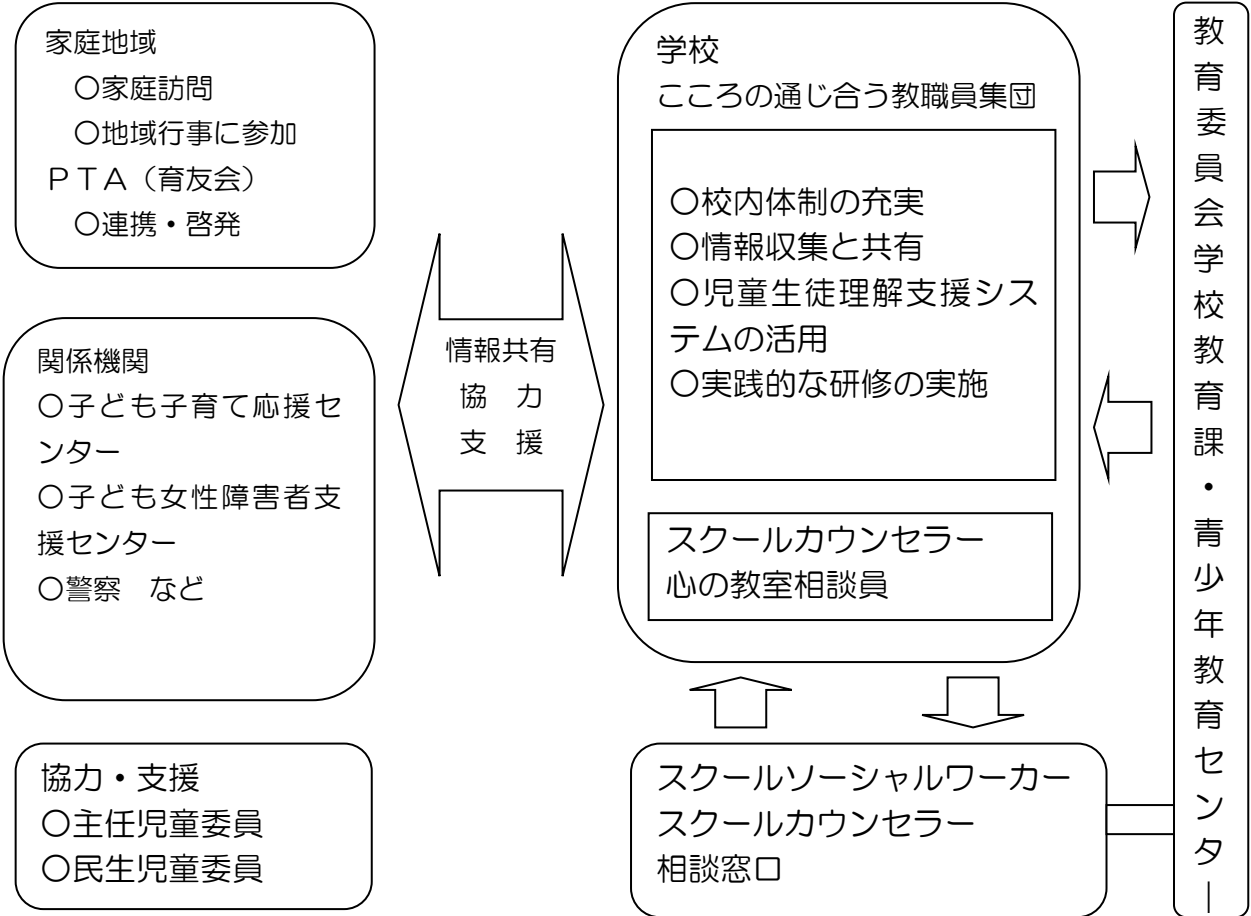
- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む



○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり